

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷四第十

行發日一月三年一十正大

論叢

最低生活費課稅説を駁す . . . 法學博士 小川郷太郎

マルクス氏餘剩價值説の評論 . . . 法學博士 田島錦治

戰國の都市 . . . 文學博士 三浦周行

小作制と小作法 . . . 法學博士 河田嗣郎

我國に於ける國民所得の發達 . . . 法學士 汐見三郎

經濟道と經濟術 . . . 法學士 作田莊一

時論

我邦の相續税を論ず . . . 法學博士 神戸正雄

說苑

地學觀社會學説に就きて . . . 法學博士 財部靜治

リッケルトの價值體系 . . . 文學博士 米田庄太郎

雜錄

エルンスト、フ
リードリツヒの
經濟階段説 . . . 經濟學士 黒正巖

中世都市の發達 (六、完)

三 浦 周 行

——戰國の都市——

應仁、文明の亂は戰國の色彩をして頗に濃厚ならしめ、社會の秩序は益紊亂して、人心の不安彌が上にも加はつたのである。斯る亂脈なる氣圍氣の裡に都市の發達は思ひも寄らぬことの様であるが、事實は却てこれを裏切つて居る。今其考察をなすに先きだつて、概括的に此時代の都市の發達を促進した周圍の事情を叙説することゝしやう。

室町幕府は其創立の初より内訌の絶え間がなく、部下の守護大名の勢力は往々將軍を凌ぎ、其極祇逆を行つたものさへある。とはいへ應仁、文明の亂迄は尙ほ傳統的に其威力を認められつゝあつたけれども、戰爭の舞臺が京都であつて、主なる諸大名は西より東より皆此地に集り、根強くも、數年の間、小競合を繰返して來た間に、皇室は固より、幕府の見る影もなき衰頽は現實暴露として、彼等の面前に展開された。其間東西兩軍の首領も世を去り、敵味方の殘黨も軍に倦んで、有耶無耶の中に物分れとなつた頃は、彼等の京都に對する憧憬も最早跡方もなく消え失せて、我れも／＼と懐かしき本國さして引揚げたのである。松蔭吟稿の酬業叔詩の序に、

(前略)不圖迨丁酉歲、○文明九年逢得兩京收復、固知天之未喪矣、故輦下東西群袖各願歸舊業、如鳥之戀本枝、可恰乎哉、

とあるは、能く此間の消息を傳へて居る。亂前には全國の重なる守護大名、大抵邸宅を京都に設けて、常にはこゝに居り乍ら、其被官即ち家臣を代官として本國に置いたものであるが、東西兩陣の解體後は、申合せた如くに皆其本國に落ち着いて京都に出で來なくなつた。彼等が斯く在國の風となつた後の京都はさながら火の消えたやうに寂れて、「諸山寺社各失衣食之助¹⁾」といはれる。而かも其影響は獨り社寺ばかりには止まらないで、京都の上下すべての社會何れも皆深刻なる打撃を蒙らぬものとはなかつた。

諸大名が續々京都を引揚げることは第一微力なる幕府に取つて極度の不安を與へた。文明十一年但馬國守護山名政豊が本國の爭亂を平定する爲めに京都を出發せんとした時も、當時幕府の實權を執りつゝあつた義政夫人富子は但馬の本所領を悉く山名に與へて引きとめたけれども、彼れはこれに應じないで出立したのである。是等の本所領はもとより各所有者があつて、幕府の任意に處分し得べき性質のものでなかつた。然るにも拘はらず、縦ひ京都の治安維持の必要からとはいへ、これを任意に部下の大名の京都在留の報酬に贈與するが如きは不法の處置たること言ふ迄もない。而かも此好餌を懸けてすら、終に部下を引き留め得なかつたところに幕府の無能無力

1) 密宗年表

を遺憾なく暴露して居る。

尤もこれについては彼等守護大名にも、大に諒察すべき點がないではなかつた。といふのは戦時に於て、在京中の彼等の兵力を牽掣する爲め、其被官を誘惑し、若しくは其本國に兵を出だして擾亂を試みる事が、敵味方の戦略上常套手段として盛んに行はれて居たからである。さなきだに下剋上の世であつたから、彼等が長期の對陣中、國政を留守の被官に任せて居た間に、被官は漸次其勢力を高めて、中には自立を圖るものさへあつた。越前に於ける斯波氏の被官朝倉氏の如きは其好適例である。東西兩軍の守護大名等が媾和に傾いた一原因のこゝにあつたは争はれぬ事實であらう。されば彼等は和議の成立を機として各自本國の形勢挽回を急がねばならなかつた。幕府の命令も敢て重からぬ譯ではなかつたらうが、彼等の死活問題は更に一層重かつたからである。

在國の風は啻に彼等守護大名の間に行はれたのみではない。前後十一年間、間斷なく打續いた戦亂に、彼等は莫大なる軍資を得る途のなきに苦しむの餘り、悪い事とは知り乍ら、皇室御領を始め奉り、公卿や寺社の領地の、自國にあるものを押領し來つたのである。本來ならば、被害者側より幕府に申出で、將軍の嚴命を以て其返還を迫るべき筈であつたが、將軍の威信失墜後の彼等に取つて、御教書の利目なき最早問題ではなかつた。前に擧げた富子の奇抜なる處置の如きは

寧ろ彼等の本所領の押領を助成して、其歡心を結ばうとしたものである。されば被害者側は餘儀なく其効果を危みつゝも、直接加害者に向つて泣を入るゝの外なかつた。公卿の如きはみづから家領の回復、年貢の納入を迫る爲めに、家領のある田舎に向つて遠路不馴れの旅行を企てるものが相次いだ。其中には前關白といふが如き貴顯も交つて居たが、又勅使として御領の返還を求められた方もある。前關白一條兼良は其家領越前國足羽莊の返付を迫らんが爲めに越前へ下向したけれども、朝倉敏景はこれに應じないで、只二萬匹を呈したばかりであつた。又前關白一條教房は亂中生活に苦しんで、遙々と土佐に赴き、其采邑畑に移住して薨去の後は、子孫土地の豪族となつて居る。勿論領地關係はなくとも、窮困の餘り、京都に居溜らず、知邊を使つて、諸大名の許に寄食した人々も少からずあつた。されば所謂在國の風は公武僧俗に通じた亂後の通態と申して宜しいのである。而して其京都の經濟界に向つて一大衝動を與へたことを知らうと思へば、左の記録に徴するがよい。

坂本米商人毎日罷_二出京都_一賣_二買_一之、狹量分云々。誠以近日雜物如_レ捨_二令_二賣_一買_一云々、是併無_二人數_一之故也、希有之成_二京都_一了、²⁾

これ單に京都を無_二の需用地_一とした江州米に關する記事に過ぎないけれども、これと同一の状態にあつた他の商品の賣行とても、亦全く同一の運命に置かれたらうと思はれる。斯くて政治上

の中心が次第に地方に移ると共に、經濟の中心も亦地方に移つて行つた。京都の大都會が寂れた丈、それ丈地方の小都會の賑ひを見せたのは當然の成行であらねばならぬ。古きも新らしきも、都市といふ都市、港灣といふ港灣の全國到處に擡頭して、頓に活氣を帯び來つたのは、實に此時代の新現象と謂ふべきで、それには又地方の守護大名等の政策が此機運を助長した努力をも顧慮せねばならぬ。

彼等は各本國に於て半獨立の小國家を建設せんとしたが、國と國との間に生存競争が激甚であつて、隣國と雖ども、何時襲撃を加へんも測られぬ危險状態にあつたから、常にこれに對する警戒を嚴にせねばならなかつた。彼等はこゝに其領内に於ける自給自足を以て經濟上の根本政策としたのである。彼寺社本所領の押領の如きも、畢竟此必要に餘儀なくされたものであつた。これと同一の意味に於て、彼等は又商業の獎勵に着目し出した。他國との交通往來の制限された時代にも、商人に限つては、自他共に其自由を與へ、領内に港灣のあらん限り、あらゆる便宜を與へて他國の商船を誘つた。自國の市場に來るものに向つては、特に寄宿の便宜を與へ、關稅を免除することにしたのも其一例である。此時代に於ける彼等の組合なる座が頗る排他的のものとなつた他方には、樂市樂座なる自由市場も設けられて、商人の自治を認め、只管市場の販賑を期したのである。(樂市樂座の制は下文に詳しくする)獨り我國内の通商のみに止まらぬ。外國との貿易の爲

めにも、彼等は常に注意を拂つて其機會を捕へるに努めた。明貿易の實權が此時代に於て大内氏に歸し、朝鮮貿易のそれが宗氏に、琉球貿易のそれが島津氏に歸したとはいへ、彼等は尙ほ其諒解の下に使臣を遣し、若くは自國の商人をして互市を行はしむべき餘地を見出したのである。試みに當時朝鮮に交通したものを丈を見渡しても、將軍や管領を始め、北は若狹から中國四國九州二島等の守護大名は言ふに及ばず、名もなき一地方の領主迄が、代官、太守、鎮守大將軍（中には海賊大將軍と自稱したものさへ見える）等の名に於て使を送り、又は朝鮮の圖書を受け、歲船を約して居る。赤間關太守や長門州乾珠滿珠島代官など見るからに滑稽であるまいか。其中には俗人以外攝津四天王寺住持といふが如き僧侶もあり、遠くは信濃禪光寺（善光寺であらう）住持といふのさへ見えるが、是等は寧ろ例外と看做すべきであらう。³⁾

此くの如き事情の下に、我國民の活動舞臺は南洋に迄もおし擴げられたが、それと共に葡萄牙や西班牙の所謂南蠻船も九州の諸港に來船して、貿易が盛んに行はるゝことゝなつた。坊津、博多、安濃津が日本の三津といはれたのは主として明貿易の上からの事である。其中安濃津が兵庫や堺を措いて三津の一に入り得る資格のあつたといふことは一疑問であるが、博多や坊津はおしもおされもせぬ貿易上の要港であつた。然るに葡萄牙、西班牙の商船の渡來以後は、次第に新しい無名の港も榮え出したのである。是迄は海賊の巢窟として知られた松浦領に於て、平戸が港内の

3) 記國諸海
4) 考日本志備武

平穩便利な爲めに一大貿易港として發達したのも驚異に値ひするが、横瀬や福田杯といふ新貿易港の出現も注意すべきである。而かも大村純忠が天主教の布教と貿易とに向つて多大の便宜を與へる旨を約してこれを其領内に引き移すに成功したのは、當時の貿易が單なる貿易にあらすして、布教に結び附けられたからであつて、宣教師の往くところに商船が従つたことを物語つて居るのである。斯様に内外の通商貿易の隆盛となつたことは守護大名の領内に於ける自給自足政策としての礪山其他の利源開發や農業の獎勵等と相踈つて、彼等の資源を豊かにしたことは言ふ迄もあるまい。彼朝鮮に出稼した商人や漁民に課税して歲計を立てつゝあつた宗氏は此時代の守護大名の一代表と見做すことが出来る。彼等の一人が其國法中に臆面もなく、

一諸廻船之事、隨分賣買任、當國住居之覺悟肝要之事、⁵⁾

この一條を設けて、他國に赴いて莫大の利得をした商人共の歸國土着を命じて居るのは、彼等をして其政策の犠牲たらしめんとしたものである。換言すれば苛征誅求の目的物たらしめんとしたのであつた。此時代の守護大名は皆其築城に當つて申合せた如く、商人に城下の樞要な市街地域を占めさせることに一致して居た。足利の將軍が京都の富豪なる酒屋土倉を待つた程ではなくとも少くも彼等に最も必要なる軍資金や軍需品の供給を商人に期待したことは事實に相違ない。石山の開城に當つて、本願寺が信長をして「町人等可ニ立置一事」⁶⁾との一條件に同意せしめたのは、味方

5) 日本西教史

6) 長曾我部元親百箇條

7) 本願寺文書

の城下の商人に對する敵方の報復を封じた恩情に外ならぬ。實際當時の守護大名の保護は商人等に取つて左迄難有いものでもなかつた。兵糧竹木の如き軍需品はこれを國外に出だすことを禁せられて居る。⁸⁾國中の馬を他國に出だして賣買することも亦堅くこれを禁せられ、おして出ださうとすれば、沒收された。⁹⁾守護大名の保護は其主たる目的から推しても、何時無法なる干渉と早變りせないにも限らぬ。斯る不安定の空氣の内に、其營業を續けて行く商人の前には尙ほ種々なる障害が横はつて居たが、中にも商取引の上に信用の缺欠、通貨の不統一、交通の不完全等は其主なるものであつたらう。而かも彼等は時代の感化を受けて、一般に奮闘的生活に馴れて居た。加之社會秩序の紊亂は階級制度の崩壞を來して、彼等自身も武器を取るか、然らざれば傭兵に依つてみづから衛つたのである。此時代の堺の商人の如きは後者の擁護の裡に、市の平和を破るべき一切のものを擯斥して境内に足踏させず、さながら武陵桃源の如き別天地を形成しつゝあつた。されば彼等の自衛手段の徹底は、一切の障礙を排除して商業の目的を達成せしめねば已まなかつたのである。(堺の市民と浪人との關係は下に詳しくする)今其主なるものについていふならば、彼等の組合の座の團結が、從來に比して内的にも外的にも頗る鞏固となつたことを先づ擧ぐべきであらう。外的には彼等は莊園の本所に於けるが如く、亂脈なる社會にも、尙ほ傳統的に其權威を認められて居たところの神社、寺院や皇室、貴族、朝廷の諸司、幕府守護等を其本所に戴き、公用、公役、

8) 武州文書
9) 長曾我部元親百箇條

役錢等の名の下に、納め物をする代りに、其名を假りて一切の課役、商品の關稅を免れ、又專業專賣の權を贏ち得たのである。京都の酒麴座が北野社の西京の神人であり、山城の油座が大山崎の荏胡麻神人であり、京都の酒屋、土倉が山門の公人、近江の粟津の魚屋座が内侍所供御人、京都の反古座が禁裏御料所であつたり、諸國の紙商が東坊城家を本所とし、座頭が久我家を本所としたりしたのは何れも其實例である。彼等は二重の保障を附する爲め、一つの座を組織して居乍ら、更に又此種の座員即ち座人となつて居たものもある。京都の御服商賣座、米座、古鐵座等が鳳輦を奉昇する禁裏駕輿丁として駕輿丁座に屬したるが如きは其實例である。

是等の從屬關係はもとより此時代以前に存在したのを繼續し來つたものもあるが、此時代になつて始めて成立し、而かも其由緒を色附ける爲めに、前代に假託した如何はしき文書記録の此時代に作られたものが多かつたのである。これ適、此時代に於て商工業者の營業上此本所關係を必要としたことを裏書して居るものであらう。

併し乍ら此時代の商人は決して此種の外護にのみ依頼しては居なかつた。彼等は內的にも座の組織を整頓して、其團結を鞏固ならしめることに力めた。座人の員數を限つて名帳に載せ、規約(置目)を定めて、各自先規を守り、規約に違背せざらんことを誓ひ、時々會議(談合)の爲めに集會(寄合)を催し、其席上では多數の意見に服従することとし、これに背いたものは座全體より處罰す

ることゝしたのみならず、外部より彼等の利權を侵害するものゝ現れた場合にも亦座全體として極力これを防禦したるが如きはそれである。而かも事態が重大であつて、個々の座の力を以て解決し難き場合には、更に他の利害關係を同じうする座との聯合が行はれた、彼駕輿丁座成立の動機¹¹⁾の如きも亦これに外ならぬと謂つてよからう。座には商工業の種類に依つて組織されたものゝ外、地方では一定の日に開市すべき市場の座もあつて、それを市座といつた。是等は市場に於て營業すべき組合員が限られて居つて、組合外のものゝ濫りに塵舗を開くことを許さなかつたから、希望者は此座に渡りを附けて其同意を求めなければならなかつたのである。當時は商人が行商若しくは商品仕入れの目的を以て他地方に赴く場合には、それ〴〵に其地域が定まつて居つて、違犯者は各同業團體で取締つて居たものゝ、此くの如き營業地域や道路の獨占權の侵害に對する取締は到底單なる座の獨力の及ぶところではなかつた。そこに二つ以上の座の聯盟が成立して、領主の諒解の下に違反者に對する嚴重なる監視や制裁に向つて其威力を發揮することゝなつたのである。享祿年間に近江國愛知郡の小幡、薩摩、犬上郡の八坂、東淺井郡の田中江、及び高島郡の南市場が五箇と稱する聯盟市座を組織して、今津から若狹國小濱に達する九里半街道の獨占權を得、他の聯盟以外の商人がこれを使用するのを妨げたるが如きは、其好適例と看做すべきである。もとより歐洲中世のヘンザ同盟の如き大規模のものではなかつたにもせよ、類似の事情の下に偶然成

11) 近江蒲生郡日吉神社文書

立した類似の事實と見られぬことはあるまい。

地方の都市の勃興が、領主の保護に待つことの多かつた丈、其榮枯盛衰も亦領主と運命を共にしたも當然である。後北條氏の首府となると共に、漸次殷賑の巷となつて、關東地方の中心とも看做さるゝに至つた小田原は

去程に相州小田原、守護の政道私なく民を無しかば、近國他國の人民懷レ惠移レ家して、津々浦々の町人職人西國北國より群來る、昔の鎌倉もいかに是程あらんやと覺ゆる許に見えにけり、東は一色より板橋に至るまで、其間一里の程に棚をはり、賣買數を盡しける、山海の珍物琴棋書畫細工に至るまで不盡と云事なし、異國唐物未だ目に不レ見、まして聞も不レ及器物を幾等と云こまなく積置たり、交易賣買の利潤は、四條五條の辻にも過たり、民の饒豐饒にして、東西の繁榮昌せり。¹²⁾

といはれる。斯くて鎌倉將軍や關東公方の首府であつた鎌倉の繁榮は小田原に移つたのである。

而かも後北條氏の滅亡後關東の主人となつた徳川氏が、新に江戸を首府と定めて、極力都市の經營に盡瘁すると共に、小田原は亦江戸に其地位を譲らざるを得なかつた。これは單に其一例として擧げた迄であるが斯様な奔馬燈の如き變化は何れの地方にもよく惹起された一時日本三津の一として海外に迄も其盛名を謳はれた坊津の如きも、親しく其地を音づれた近衛信尹をして其聞きしに變る風物に嗟然たらしめたのである。¹³⁾

山又山を越えて遙の谷の底にどころ／＼人家の見ゆるあたりが坊津であると聞かされた信尹はまでも心うき所にもある哉と皆人目と目を見合せあきれ果て、岩根かたきしつたひ、おり／＼つくしつゝ、辛うじてかりやかに來着きけれ共、(中略)元より海は家々のかごの下まで入めぐりぬれば、浪聲物さはがしくて、さながら枕の下に海ある

12) 小田原記

13) 信尹公記

心地すれば、舟ながら寝たりし折々に異ならず、四方は高山屏を立てたる如くにて、幾重もなく横たはれば、涼風も来らず遠景眺望の暫樂も絶え果て、水は又六七町も隔たりて、岩間を俣ひ、木の根を凌ぎ、波通へば、炎暑の難堪限なし中略音に聞きしに變りて、人家も少く往来も更に稀にして、香具藥種のいさなみも、堺の便りを得ざれば求め難しと云なれば、是後につけて、此世の中の心地もせず、

土地の狭きは歐洲中世の都市と同じく、此時代の都市の常であつて、音に聞こえた堺の如きすら、京都杯に比べて見れば、眞に猫額大の土地に過ぎないのであるから、山と山との谷間にある坊津も敢て怪しむに足らぬ。けれども一時は我支那琉球通ひの船舶はもとより、所謂唐、琉球、南蠻の商船の帆檣林立して百貨輻輳した程の此地にして一漁村にも如かぬ寂れ方は、多大の期待と憧憬を抱いた遠來の珍客を失望させたこと如何ばかりであつたらう。

新興の都市に於て、經濟の中心となるべき商工業者を出來得るならば領内の人民に止めたいことは排他的な戰國の領主の中心の望みではあつたらう。併し他方商工業の隆盛を希ふことゝは必ずしも一致せない事情もあつたから、他の先進商業都市から、斯業の練達者を招致して其手腕を利用することの行はれたのは敢て前代に譲らなかつた。前に挙げた場合でいへば、後北條氏が小田原を經營するに當つて、鎌倉より工匠を呼寄せたこともあれば、¹³⁾小田原の衰頽後治工等の江戸に移つたものゝ多かつたことを思合すべきであらう。¹⁴⁾秀吉が大坂を經營するに當つて、堺の商人を呼寄せたるが如きも、もとより其例に漏れるものではなからう。領内の商人の、船に乗つて他

13) 小田原衆所領役帳
14) 後北條氏遺聞

國に出稼ぎをしたものに向つて領主が本國に歸住を勸めて居る反面には、他國に移住するものゝ少くなかつたことを證據立てゝ居るのである。

併し乍ら斯様な移住者以外に注意せなければならぬ事實は行商であらう。中央の大都市の疲弊につれて地方の小都市の簇出した此時代には、經濟上の事情が、商工業者の、一定の都市に塵鋪を開いて需要者を待つを許さないやうにした。是に於て彼等は是等の都市と都市若しくは地方との間を縫うて其取引範圍の擴張を圖るを餘儀なくされたのである。これ疑ひもなく地方都市の勃興が生んだ一新現象であつた。凡そ此時代程行商の盛んに行はれた時代は前代に比を見なかつたであらう。因襲に捉はれ勝ちな京都の商人でさへも、此形勢の推移に後れず、我れも／＼と地方に行商した。地方の新興都市の商人の中には一層目醒しき活動を續けつゝあつたものが多いのである。

當時工商のみ多かつたといはれる博多¹⁵⁾の商人の如きも、決して居乍ら外國商船の入港を待つて居たものではなく、寧ろ國の内外に對する行商を専らとして居たことは左の記事を見ても明らかである。

居人業行¹⁶⁾商、琉球南蠻商船舶所^レ集之地、(中略)往^レ來我國(朝鮮)者、於^レ九州中^レ博多最多、博多の商人は朝鮮のみならず、對明貿易に於ても亦目ざましき活動を演じつゝあつた。

15) 日本西教史
16) 海東諸國記

併し又翻つて考へて見ると、交通の不便であつたことも、此時代に土越すものはなかつた。斯る時代に行商が斯く迄盛んであつたとは頗る解し難い現象のやうではあるが、前にも説いた領主の政策上、自國に出入する他國の商工業者に與へたあらゆる便宜と、彼等の團結よりする不斷の努力とが、よく是等の障礙を排除した以外に、爲替手形の發達も亦此時代に於ける通貨の不統一や携帶の不便等を補つて餘りのあつたことを見遁す譯に行かぬ。而して此爲替の取組について割符屋と稱する専門の營業者の外に寺院が關係して居たこと、其中には本寺、末寺の如き信仰關係を利用したものゝあつたらしいことは頗る注意すべきことであらねばならぬ。今其一例を擧げて見やう。

清泉州

一山門西塔院北谷雜掌々文明五十五

青葙商人於ニ越後國一乍レ請ニ取荷物、割符料足不レ致ニ其沙汰、仍於ニ坂本戶津一押ニ荷物ニ雖ニ

催促候、尙難澁、仰ニ給主ニ可レ預ニ御下知ニ之由、

坂本
問凡鴨島左衛門太郎

給主靜住房憲舜¹⁷⁾

これは越後と近江坂本戶津との間に荷爲替を組んだ場合である。青葙商人は荷受人として山門西

塔院北谷雜掌より代金の融通を得乍ら、支拂をせない爲めに、此訴訟が提起されたのであつて、其結果、荷物の差押となり、支拂擔保の責任について靜住房憲辨が引合に出でた譯であらう。

斯様に行商や遠隔地との取引を盛んに行つた商人は密に國內の事情に明るかつたばかりでなく、彼等の中には海外に迄も乗出して、中外の形勢事物に目ざめたものさへあつた。これを政略上鎖國主義を取つて居て、一步も國外に出でなかつた諸國の領主や其周圍の人々に比べたならば、其知見の該博なること言ふ迄もなく、而かも身は局外中立の立場にあつたから、彼等の或者は是等の諸國の領主等に接近して其知遇を受け、顧問に備はるものさへあつた。京都の降屋祐右衛門といふ商人が天正年間、商用の爲め屢甲斐に往來する間に、領主武田勝頼の爲めに領地の事を斡旋し、其功に酬いる爲めに勝頼から贈られた日蓮の舍利二粒中の一粒を、香華院なる寂光寺に寄附した事實の如きも、其一例として見られる¹⁸⁾其他小西行長の父如清は堺の藥商であつたが、秀吉の爲めに宇喜多秀家に使して功があつた。家康も町人後藤庄三郎を採用して其顧問とした。

此時代の末期に起つた諸國の領主で統一の望を抱いたものは、其事業の遂行上何れも皆都市や商人を利用するに傾いて居たが、就中織田信長の如きは個人としても、抜群の理財家であつた。彼れは將軍足利義昭から近江に於ける領地の加増を諭されたのを辭退する代りに大津と草津と堺とに代官を置くことを請うて許され居る。堺はもとより、大津と草津とも當時地方に於ける有數

18) 寂光寺文書所收蓮祖佛舍利傳來記

の都市であつたことに想到せば、信長の用意の那邊にあつたかを窺ふべきであらう。信長は早くも永祿十一年に領内の美濃加納に向つて樂市樂座に關する左の規定を發布して居るが、

定

一當市場越居之蘊分國往還煩有べからず、借錢借米さかり錢敷地年貢門なみ諸役免許せしめ訖、譜代相傳の者たりといふも、違亂すべからざる事、

一樂市樂座之上諸商賣すへき事、

一をしかひ狼藉喧嘩口論使入へからず、藏高をとり非分申かくへからざる事、

右條々於ニ違背之族ニ者可レ加ニ成敗ニ者也、

永祿十一年九月 日

信 長 花押¹⁶⁾

後安土町をも同じく樂市樂座として、次の如き町制を定め、商人に營業上各種の便宜を與へた¹⁷⁾

定

安土山下町

一當所中爲ニ樂市ニ被ニ仰付ニ候上者へ、諸座諸役諸公事等悉免許之事、

一往還之商人上ニ海道ニ相留之、上下至ニ當町ニ可ニ寄宿ニ、但於ニ荷物以下付下ニ者、荷主次第事、

一普請免除事、但御陣御在京等御留主難レ去時、可レ被ニ合中ニ事、

一傳馬免許之事、

一火事之儀、於ニ付火ニ者、其亭主不レ可レ懸レ料、至ニ自火ニ者、遂ニ糺明ニ、其身可ニ追放ニ、但依ニ事之體ニ可レ有ニ輕重ニ事、

一咎人之儀借屋并雖レ爲ニ同家ニ、亭主不レ知ニ其子細ニ、不レ及ニ口入者、亭主不レ可レ有ニ其料ニ、至ニ犯過之輩ニ者、遂ニ糺明ニ

可レ處レ過事、

一諸色賣買之儀、縱雖レ爲ニ盜物ニ、買主不レ知レ之者、不レ可レ有ニ罪過ニ、次盜入於ニ引付ニ者、任ニ古法ニ、贓物可ニ返付ニ事、

論叢 中世都市の發達(六、完)

第十四卷 (第三號 四五) 四六五

16) 岐阜縣古文書纂所收圓德寺文書

20) 八幡町記録

一分國中德政雖レ行レ之、當所中免除之事、

一他國并他所之族罷ニ越當所ニ有付候者、從ニ先々ニ居住之者同前、雖レ爲ニ誰々家來ニ、不レ可レ有ニ異儀ニ、若號ニ給人ニ臨時課役停止事、

一喧嘩口論并國實所質押寢宿之押借以下一切停止之事、

一至町中ニ遣實使同打入等之儀、福富平左衛門木村次郎左衛門兩人に相屆之、以ニ亂明之上ニ可ニ申付ニ事、

一於ニ町並居住之輩ニ者、雖ニ奉公人并諸職人、家並之役免許之事、

付被ニ仰付ニ以ニ御扶持ニ居住之輩、并被ニ召仕ニ諸職人等各別之事、

一博勞之儀、國中馬賣買悉於ニ當所ニ可レ仕事、

右條々若違背之族者、遠別レ處ニ嚴科ニ者也、

天正五年六月 日

即ち樂市樂座として座の設立を許さず何人も來つて營業をなすは其歡迎するところであつて、往來の商人をば成るべく其町内に寄宿させやうとし、他國のものでも、從來土着のものと同一の待遇を與へ、馬の賣買の如きは必ず安土に限ることとした。市場に來るものは信長の分國何れのところに赴くも自由であつて、地稅(敷地年貢)家屋稅(門並諸役とも家並之役ともいふ)を始め普請傳馬の諸役を免除し、喧嘩口論押借押買等を禁じ、縦ひ債務があつても、町内に於ては其督促差押をなすを許さず、德政の實施された場合にも、町内丈には之を適用せないこととした。火災は出火の場合は家主を追放に處するけれども、放火の場合は家主の罪を問はぬ。其家若しくは借家よ

り罪人を出した場合にも、家主が情を知らぬものは其罪を問はぬこととし、斯くて市民の生命財産の安全に向つてあらゆる保障を與へたのである。

信長は又初度上洛の後、精錢令(選錢に關した法律)を公布して選擇すべき錢の種類を指定し、例へば焼け錢は精錢(良貨)の二倍、大鉄錢は五倍を以て流通するといふやうに、一々増歩の割合を定め、租税の納附や商取引に米を用ゐたのを止めて錢に代へさせ、選錢に託して商品の値上をなすを禁じた。其他幕府管内の關所を撤廢して、交通の不便を除かうとした事も、其商業上に及ぼした便益は多大なるものがあつたらう。彼れは又上洛後矢錢の名に於て、莫大の軍資金を富める都市の市民に課し、其納附を拒んだものに對しては軍隊を差向けて市街に放火したこともある。而かも京都や安土の市民に凱旋の祝に米を頒つたこともあり、中にも安土の市民の如きは佐々木宮に、祝言能を催して、信長から各町に賜つた雁や鶴を頂いたなど、主従間溫情の掬すべきものがあつた。秀吉の如きも、其少時塚にあつて商業上の訓練を経たその傳奇的説話が傳へられて居る程信長以上の理財的手腕を有つて居たが、信長の死後、天正十一年六月から同じく十二年四月迄の間に彼れの京都所司代たる前田玄以が商工業の座中に出だした安堵狀は信長時代の所司代村井貞勝に代つて代替りとして與へたものではあるが、亦斯業の保護に盡くした政策の一表現である。彼れの都市經營は大阪を始めとして京都にも伏見にも見られるけれども、天正十五年博多の再興に

當つて彼れが、博多津に與へた定書は如何に其用意の周到であつたかを語るものである。それに據ると博多津に於ては諸問屋諸座は一切其存立を許さずして、各自々由に營業をなさしめたから、亦一の樂市樂座であつた。こゝでも地子諸役を免除し、徳政に除外し、武士の市内に居住するを禁じ、押買狼藉の如き不法行爲も許されなかつた。こゝでも刑法の除外例を認め、失火放火は犯人のみを罰して他人に縁坐をさせなかつた。斯る保護は博多津内に限られた譯ではなく、博多の商人の、海上から他の港に著いた時、船が破損した場合にもこれを保護すべきことを命じた。²¹⁾ 刑法の除外例は又秀吉の天正十九年長崎に與へた掟書にも見えて居る。當時は喧嘩両成敗法が天下の大法として一般に適用されて居たに拘らず、秀吉は外人に對して其除外例を認め、日本人と南蠻人、唐人間の喧嘩は、理非を審理して五分／＼ならば、日本人を處罰しやうと書いて居る。²²⁾ これは相手が外國人なるが爲めであつたが。文祿四年淺野長吉の若松に與へた掟書に喧嘩は双方共に成敗を加へるが、町人と武士との喧嘩は審理の上、科に依つては町人を相助くべき事を規定して居るのを見ると、市場に於ては武士よりも寧ろ町人の保護に傾いて居たことが解る。²³⁾ 家康も亦外國貿易を獎勵し、外國商人の來朝して互市を行ふものゝ爲めには、あらゆる便宜を與へた。其英吉利人に與へた通商免許狀を見れば、彼れは英吉利商人の犯罪を其國法に任せて處分すべきことに同意を與へて居る。これ正に治外法權を認めたものに外ならぬ。

21) 榎田宮文書

22) 鍋島文書

23) 新編會津風土記

されば當時各地に成立した自由都市に於ては、商人が其中心勢力であつて、武士すらも其威力を揮ふ餘地がなかつた。外國の商人が治外法權を認められた如く、我町人も亦一般の國法から除外例を認められたこと前に説いた通りである。彼守護使不入の寺院の境内が、罪人の隠匿所となつた如く、是等の都市も亦略同様の觀を呈した。殊に此戰國時代特有の一現象とも看做さるべきことは敵の脅威を避ける爲め、一種の安全地帯として、是等の都市の選ばれたことであらう。堺の如きは其尤なるものであつた。天文年間にはジェスイツト派の宣教師ヰケレラが京都の兵亂を避けて堺に駐つたこともあれば、山門衆徒の爲めに焼出された京都の日蓮宗二十一箇寺が堺に避難したこともある。

然らば亂脈な無秩序の時代殊に軍隊の不規律で掠奪を事とする世の中に、是等避難者の安全を保障さるべき何等かの設備が都市にあつたであらうか。京都の如き幕府の所在地として、侍所々司が同時に山城國守護となるこの特別制度もあり、軍隊の警備の比較的に備つて居たところは言ふに及ばず、地方の城下町に於ても、畧同様の警備はあつたが、然らずして單なる商業都市であつた兵庫、堺、博多等の各地にも、亦其國の守護や領主等から、警察事務に當るものがそれ／＼派遣されて居り、加ふるに他の襲撃に對する防禦的設備としては、都市の外郭を塹濠で取廻し、市中の要所／＼に木戸を設けて、一朝有事の日には忽ち閉鎖して出入を嚴にするといふが如き設

備はあつた。兵庫の如きも周圍には塹濠を廻らされて居たが、最も顯著なるは堺であらう。堺の周圍には今尚ほ細い溝として取殘されて居るが、此時代には漫々たる水を湛へて、外人の眼を驚かしたといはれる。²⁴⁾當時に於ける此地の防備警察に關する記事としては日本西教史が最も詳密である。

堺、泉州ノ都會ニシテ、京都ヲ隔ル十六里、日本中最モ富麗ニシテ、有名ノ地ナリ、亞細亞諸國ト通商シ、商家殷富、貨財輻湊、其此ノ如キ者ハ天然ノカト人爲ノカトニ之レ蘇ル、其一面ハ海ニ濱シ、港口最モ航入ニ便ナリ、其地塹濠ヲ以テ境界ヲ爲シ、濠ハ深クハ、水滿チ、見ル者ノ眼目ヲ驚カスニ足ル、是故ニ一境常ニ靜謐安寧ニシテ、人民ハ極メテ幸福ヲ得タリ、日本ノ諸國ハ禍亂多ク、兵馬ノ鬪爭常ニ絶ヘザルニ據獨リ之ニ異リ曾テ騷擾ノ事ナク、又干戈ノ變ヲ見ズ、是レ其有司ノ才力アルト、治法ノ嚴ナルト警察ノ備ルトニ因ルモノナリ、則チ其晏ヲ摘メバ、各街ノ兩端ニ門戸ヲ設ケ、紛爭アリト聞ク、忽チ其大扉ヲ閉ヅ又警部アリ、爭鬪ノ起ルト聽クバ、直ニ來リテ其者ヲ捕ヘ、嚴罰ニ處ス、如斯チ以テ、衢内警敵アリト雖モ、鄰係相守リ、安生ヲ得ルナリ、

或は此市街の四圍に溝渠を廻らして居るのは、支那の錢塘江の左右にある寧波紹興余姚杭州嘉善乍浦等の諸市が、豊富なる水流を引いて、市街を縱横に區畫し運輸の便に供して居る江南特有の制に倣つたもので、日明貿易の結果であるとの觀察もあるが、私はこれに同意を表することが出来る。鐵砲の利用されない以前の戦争は離れては矢合に過ぎなかつたから、此場合塹濠を深くするのは唯一の有力なる防禦陣地であつた。矢倉や井樓を設けて敵狀を視察し、其外部を取巻いて、敵の徒涉し得られぬやう廣くて深い塹濠を設けて水を湛へた上に、逆茂木亂杭等の障礙物を立て置

24) 日本西教史

25) 史學雜誌第三十編第五號兵庫兩關稅務の研究

くといふ戦術は南北朝時代から盛んに行はれたが、それが偶然にも應永六年、大内義弘の堺に築いて京都軍と戦つた時から著しく見え出して居る。當時築城防戦の策を決した義弘は此地に集つた豊富なる材木を利用し、數百人の大工を督して、井樓四十八、矢倉千七百、東西南北合せて十六丈の陣營を設けたとあるから、其周圍に深い濠のあつたことも推測さるゝのである。此濠が軍略上如何に役立つたかを知らうと思へば、永祿十一年、堺の市民が織田信長に反抗の氣勢を擧げた時の事が最も雄辯に物語つて居る。當時信長は矢錢の名で京都を始め奈良、大阪、尼崎等の市民に莫大の軍資金を課したと同時に、堺の南庄と北庄とも一萬貫を課したのであるが、堺の市民は強硬に不服を唱へて、井樓を上げ濠を掘り、北の口々に槌を埋めて信長の軍を邀へる戦備おさく²⁶⁾怠りなかつた爲め、さしもの信長も堺に對する徵收を見合せの餘儀なきに至つたのである。此²⁷⁾塹濠は平和の時代には運輸をも助けたであらうが、其眞の目的は防備であつた。西教史の如きは此時代に堺が安寧を保ち得た功を以て此塹濠に歸して居る程である。若しも運輸本位であつたとしたならば、支那の諸港の如く市街を縦横に貫流せしめる必要があるのであつて、單に其外郭に限らるべきでなからう。木戸とても亦同様であつた。大永六年細川晴元が三好元長と不和を生じて今にも堺が修羅の巷とならんとした頃、市民は大小路の木戸を閉ぢて往來を嚴禁したことがある。²⁸⁾故に私は是等の塹濠は井樓、矢倉、木戸と共に主として都市の軍事上警察上の必要から案

26) 應永記
27) 細川両家記
28) 足利季世記

出された設備であつて、運輸の如きは其従たるものに過ぎなかつたと考へる。

天正十九年秀吉に依つて京都の周圍に修築された所謂御土居の如きも、其外部に塹濠を掘つたものであるから、當時には京廻の堤とも書き、又洛中に堀をほつたとも見えて居る。²⁹⁾其塹濠の幅が口六十間であつたといふ説は全部事實として受取り難いにもせよ、頗る大規模のものであつたといひ得る。而して此塹濠掘鑿の動機について、徳川時代の記録には洛中洛外の境界を分つたものと書かれて居るけれども、³⁰⁾當時の記録には市中警備の目的に出でたことを明示してゐるのである。此外郭には十の口があつて、犯人の出でた場合には警鐘を相圖に十門を閉ち逮捕に便すると書いたものゝ如きは即ちそれである。³¹⁾もとより秀吉が同時に行つた京都の市區改正と相俟つて、市の外郭を定めた意味も認められないではないが、又前に引いた堺の場合と同じく、市中警察の目的に出でたことをも肯定せねばならぬ。

最後に私は此時代の自治團體としての都市の組織を考察しやう。此方面の記録は餘り多く残つて居らぬから、これを詳しくするは困難であるが、今古き都市の代表的なものとしての京都と、新らしき都市のそれとしての堺とについて簡單なる説明をなすに止めやう。

京都は二條通を限界として上京と下京とに別れて居たが、就中上京は朝廷幕府を中心として貴族大名其他の武士が多く居住し、商人の如きも、織妊を業として全國に販賣する豪商が多く、こ

29) 時慶卿記天正十九年正月廿一日條

30) 信尹公記

31) 時豐公記天正十九年二月二日條

32) 京永昌錄

33) 信尹公記

れに比すれば、下京は町數も戸數も少く名だゝる四條、五條の繁昌はあつても、商人の質が劣り貧賤なものが多かつた。³⁴⁾ 應仁、文明以來の戰禍に依つて生業を失つた市民の離散と共に、荒れ果てた京都はさながら田園都市の如くであつたが、秀吉の時より漸次回復の緒に就くことゝなつたされば此頃迄残つて居た町々を古町といひ、其後に新設された町々を新町といつて居る。³⁵⁾ 是等の各町々の間には親町と稱するものとこれに附屬する枝町下町との別があつて、それらに組合を作つて居たのである。上京では立賣組(十四町の組町であつたから、十四町組ともいふ)中組、小川組、西組、一條組の類、下京では川西組、長組、中組、巽組の類がそれであつた。町吏員としては組町毎に一人の町代があり、其他町使、番屋衆などの名が見えるが、それらを總轄するものは月行事である。月行事とは或る一町が交代に一箇月間總町の事務に當るのであるから、又月行事町ともいふ。組町にも總町にも時々集會(寄合)を催して町務を議したが、其議決はすべて多數意見に従ふべきことを申合せて居た。

京都の市民は一定の地子錢屋地子の外、(町人の中、公人、朝夕、院の雜色等の公務に服するものは地子を免除されて無役となるも)禁裏仙洞の御修理、大佛殿の造營、鴨河の浚渫、年頭八朔の御禮陣中の音信(見舞)日吉山上の勸進(寄附)大佛教の踊、月並の酒錢等公私に亘つて臨時の負擔も多かつたが、是等はすべて各戸何文と割當て、支辨したのであつて、其負擔に堪へぬものは頼

³⁴⁾ 日本西教史
³⁵⁾ 下京古町之記

母子を作つて互に扶助し合つて居た。毎月末に、月行事は諸町費の收入決算をなし、殘金は帳箱に入れて封を加へ、諸町共有の古文書記録(錢米之帳、家數之帳、跡書之書物等)と共に次の月行事に引繼いだものである。

併し乍ら是等の組町の一員たる一町とても亦一つの自治體であつて、町民の一人が月行事として町務に當つた。此一町が所謂月行事町となる場合、總町の事務を取扱ふものも此月行事に外ならぬ。上京總中、下京總中に宛てられたものゝ外、此一町(例へば上京室町頭一町といふが如き)に對しても、幕府から軍隊の亂妨狼藉、軍隊の寄宿、矢錢兵糧米其他不當の課役に對する禁令等を出して居る。當時の法令例へば信長が永祿十二年三月に出した精錢令の中に、此規定に違反したものは一町限りにて處分すべく、若し其力足らずば、他の總町協力して處分すべしとの意味(錢定違犯之輩あらば、其一町切に可_レ爲_二成敗_一、其段不相_レ相_レ屈、殘總町一味同心に可_二申付_一)があるに據つても、總町はもとより、一町にさへも警察權が與へられて居たことが解らう。前に載せた番屋衆なるものは恐らく昔の簀屋の番衆で、町の警察事務に當る人々であつたらう。³⁶⁾

斯様な町制は何百年來長久の歲月を費して築き上げられたものである丈一町、組町乃至總町の團結は意想外に鞏固であつた。如何に無頓着なる戰國の武將であつても、これを無視して市民の反感を買ふことは遠に憚つた。彼等は不規律なる部下の軍隊を戒めて市民に損害を加ふることを

禁じ、中にはこれに違犯したもののあつた場合、届出に及ばず討留むべしとの令を月行事に發したもののさへある。されば市民も彼等の命令に屈従ばかりはして居なかつた。例へば段米を課せられたといへば、先規にないといつて強硬に抗議を申立て撤回の目的を達したるが如きそれである。侍土民の別がなくなつた戦國の時代には市民も武器を執つて萬一に備へて居たではあらうが、根が商人の事とて彼等に強兵を望むことは難かつた。是を以て彼等は武士の浪人(牢人)を召抱へて警備の役に就かせたのである。三好長慶の京都の市民に與へた書狀に此種の浪人を抱へ置くことを禁じて、「牢人衆許容之輩於_レ在_レ之者、雖_レ爲_レニ以後、開付次第可_レ令_レ成敗_ニ事」といつて居るのを見ても、彼等の兵力が、如何に武將の爲めに忌憚されつゝあつたかを知るに足りやう。信長が上洛後其軍隊の掠奪を差止むべき報償として、上京と下京とに巨額の出銀を命じたのに對し、下京の市民總代は信長に謁してこれを獻じたに拘らず、上京の總代は此命令に不服の意を表したの、何者か深く恃むところがあつたからである。而かも信長は前者には市民の財産の安全についての保障を與へ乍ら獻金を却けて受けなかつたが、後者に對しては上京に火を縱つて報復した爲め、六七千の民家と百の社寺とはこれが犠牲となつた。³⁷⁾

堺の市制については糸亂記に、納屋貸しの衆十人を十人衆といつて訴訟の裁判を行つて居たやうに記される。納屋は問屋であらう。此時代の末に呂宋に渡航した堺の納屋助左衛門の納屋は商

號ではあるが、亦納屋の一人であつたと思はれる。堺の發展が此營業に負ふことの多かつた丈納屋業者は概ね巨萬の富を擁して、市民の中樞となつて居たのである。併し乍ら糸亂記は後世の編纂であるから輕々しく其記事を信憑する譯には行かぬ。信長が納屋年貢を課した時、十人衆が其先例なきを理由として免稅運動を試みたことがある。然るに其時堺には既に會合衆と稱するものが三十六人あつて、南北の會合三十六人の庄官ともいはれて居る。³⁸⁾これこそは堺南北二莊の自治體の庄官であつた。昔の十人衆が後に其員數を増して三十六人となつたと見るは糸亂記の記事に誤られたものであつて、十人衆はもとより納屋組合に屬したものであるから、市政に參與した三十六人の會合衆とはおのづから其性質職掌等を異にしたものと見るべきである。縱し會合衆の中に納屋の人々が多く選に入つたとしても、それはおのづから別問題であらねばならぬ。これを一月行事の主裁した京都の市政に比べたならば、三十六人の會合衆の合議に依つた堺の市政は外形丈でも頗るデモクラチックであつたといへやう。

堺の富は財政の窮乏した幕府を始め守護武士の好餌となつて、屢多くの負擔を課せられたが、商才に長けた市民はこれを利用して着々と其利權を獲得するに成功して居た。堺に他地方の酒の輸入を禁せしめたるが如きは六一例である。此金權は多くの殿めしき武將をも懷柔して彼等の手足の如くならしめた。三好三人衆が松永久秀を攻めて堺に戦はんとした時の如きも、三十六人の

會合衆は久秀の爲めに調停を圖つたが、當時若し會合衆の提議の容れられざる場合は、堺の市民悉く久秀の味方となつて將來三好三人衆の軍資徴收にも應ずるものがあるまいとの御等の一言が一萬五千の大兵を擁した三人衆を苦もなく撃退するに成功したことを思へば、何人も堺市民の威力の意想外に強大であつたことに驚かされるであらう。

併し乍らそれは只堺市民の金力とのみ解すべきではなく、京都の場合と同様否それ以上に其兵力に依つたことを闊却してはなるまい。堺の富豪は亦常に浪人を養つてみづから備へた。永祿十二年に三好三人衆が堺に勢揃ひをして京都六條本圀寺に義昭を攻めた時、南方の諸平人を相催すとあるは主として堺の浪人を指したものである。されば信長から市民の三人衆に援助を與へたことを責められるに當つて、堺の市民は百方陳謝の末、終に三十六人の會合衆をして、信長に向つて將來一人も浪人を抱へ置くまじきことを誓はせたのである。⁴⁰⁾

されば此時代の都市は古きも新しきも、其武裝的都市たるに於て一致して居た。言ふ迄もなくこれ戦國といふ時代の一反影に外ならぬ、近代的城市の出現は慶長、元和以後戦亂の終熄と共に、平和の保障を得てからの事であつた。

39) 信長公記

40) 續應仁後記